

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-296213

(P2005-296213A)

(43) 公開日 平成17年10月27日(2005.10.27)

(51) Int.C1.⁷

A47J 31/06

A47J 31/02

F 1

A 47 J 31/06

A 47 J 31/02

テーマコード(参考)

4 B 004

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号

特願2004-115101(P2004-115101)

(22) 出願日

平成16年4月9日(2004.4.9.)

(71) 出願人 000002897

大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

(74) 代理人 100111659

弁理士 金山 聰

(72) 発明者 京谷 均

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

大日本印刷株式会社内

(72) 発明者 鈴木 恒介

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

大日本印刷株式会社内

F ターム(参考) 4B004 AA04 BA22 CA11

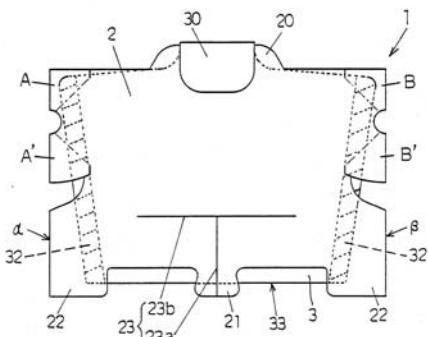
(54) 【発明の名称】ドリッパー

(57) 【要約】

【課題】 大きな開口部を確保することができ、注湯し易く、カップ壁面に載置固定する際の安定性が得られ、縦長形状や大型にも適したドリッパーを提供することである。

【解決手段】 両側縁に折曲部を備えた平面視略矩形状の筒状紙体と濾過機能を有する袋体とからなり、前記筒状紙体に前記袋体を挿入して前記袋体の開口縁の略中央対向部を前記筒状紙体の一方の開口縁の略中央部に貼着したドリッパーにおいて、前記筒状紙体の前記両折曲部の前記一方の開口縁部および略中央部の対向する位置に前記折曲部を内側に折込むことで拡開する第1拡開折込部および第2拡開折込部を備えると共に、前記筒状紙体の他方の開口縁の中央の対向する位置に一对の中央係合突片と前記筒状紙体の他方の開口縁の前記両側縁に側縁係合突片とを備えていることを特徴とするドリッパー。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

両側縁に折曲部を備えた平面視略矩形状の筒状紙体と濾過機能を有する袋体とからなり、前記筒状紙体に前記袋体を挿入して前記袋体の開口縁の略中央対向部を前記筒状紙体の一方の開口縁の略中央部に貼着したドリッパーにおいて、前記筒状紙体の前記両折曲部の前記一方の開口縁部および略中央部の対向する位置に前記折曲部を内側に折込むことで拡開する第1拡開折込部および第2拡開折込部を備えると共に、前記筒状紙体の他方の開口縁の中央の対向する位置に一対の中央係合突片と前記筒状紙体の他方の開口縁の前記両側縁に側縁係合突片とを備えていることを特徴とするドリッパー。

【請求項 2】

前記第1拡開折込部と前記第2拡開折込部は内側に折込むことで前記折曲部と平行な方向において互いに接近するように拡開することを特徴とする請求項1記載のドリッパー。

【請求項 3】

前記他方の開口縁から前記一対の中央係合突片をそれぞれ略2等分して前記一方の開口縁側へ延びる一対の第1切線と該一対の第1切線の前記一方の開口縁側のそれぞれの終端から前記両側縁へ前記第1切線に対して対称に延びる一対の第2切線とが形成されていることを特徴とする請求項1、2のいずれかに記載のドリッパー。

【請求項 4】

前記第1切線と前記第2切線とがT字状となるように形成されていることを特徴とする請求項3記載のドリッパー。

【請求項 5】

請求項1～4のいずれかに記載のドリッパーにおいて、前記袋体の開口部を内容物収納後に超音波溶着により剥離可能に閉じたことを特徴とするドリッパー。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、レギュラーコーヒー粉、紅茶や緑茶の葉等の被抽出成分を有する内容物を漉すときに使用する使い捨てタイプのドリッパーおよびレギュラーコーヒー粉、紅茶や緑茶の葉等の被抽出成分を有する内容物を一体的に収納した使い捨てタイプのドリッパーに関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来から、レギュラーコーヒー粉、紅茶や緑茶の葉等の被抽出成分を有する内容物を濾過して所望の飲料を得るためにドリッパーが知られている（たとえば、特許文献1参照）。

【0003】

特許文献1記載のドリッパーは、その帯方向に偏平な環状帯紙に濾過機能を有する袋体を挿入し、該袋体の開口縁の一部中程対向部のみを環状帯紙の帯方向中程に貼着したものであって、環状帯紙の両折曲側縁中程に設けた拡開片を内側に折返すことにより筒状に保形され、これにより袋体の開口部が一定の大きさの開口に維持されるように構成されている（たとえば、特許文献1の第2図参照）。

【0004】

この特許文献1記載のドリッパーは、環状帯紙の両折曲側縁中程に設けた拡開片を環状帯紙の内側に折返すだけで折畳まれた環状帯紙が筒状に保形され、これにより袋体の開口部が開口した状態に維持されるというドリッパーの保形手段としては極めて優れた効果を奏するものであるが、大きな開口部を得ることは難しく、特に縦長形状やレギュラーコーヒー粉等の被抽出成分を有する内容物の增量、たとえば、2～3人分用の内容物を収納した大型のドリッパーに対して、注湯を容易ならしめる程度の大きさの袋体の開口が得られない虞がある。

10

20

30

40

50

【 0 0 0 5 】

本出願人は上記問題を解決すべく、先に、より安定した開口が得られ、縦長形状やレギュラーコーヒー粉等の被抽出成分を有する内容物の增量、たとえば、2~3人分用の内容物を収納した大型に対応可能なドリッパーを提案した（特許文献2参照）。

【 0 0 0 6 】

この特許文献2記載のドリッパーは、筒状紙体の両折曲部の対向する位置に前記折曲部を内側に折込むことで前記折曲部と平行方向において互いに離れる方向に拡開する拡開折込部をそれぞれ2箇所設けた構成としたものであり、縦長形状や大型のドリッパーに対しても筒状紙体をほぼ一定の大きさの横断面を有する筒状に確実に保形することができると共に袋体の開口部を一定の大きさに維持することができ、注湯を容易に行なうことができるという優れた効果が得られたが、ドリッパーが縦長や大型であることから、使い勝手、具体的にはカップ壁面に載置固定した際の安定性および注湯性においては未だ不満が残るものであった。10

【特許文献1】実公平5-13324号公報

【特許文献2】特願2002-353044号

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【 0 0 0 7 】**

そこで本発明は、大きな開口部を確保することができ、注湯し易く、カップ壁面に載置固定する際の安定性が得られ、縦長形状や大型にも適したドリッパーを提供することである。20

【課題を解決するための手段】**【 0 0 0 8 】**

本発明者は、上記課題を達成するために、請求項1記載の本発明は、両側縁に折曲部を備えた平面視略矩形状の筒状紙体と濾過機能を有する袋体とからなり、前記筒状紙体に前記袋体を挿入して前記袋体の開口縁の略中央対向部を前記筒状紙体の一方の開口縁の略中央部に貼着したドリッパーにおいて、前記筒状紙体の前記両折曲部の前記一方の開口縁部および略中央部の対向する位置に前記折曲部を内側に折込むことで拡開する第1拡開折込部および第2拡開折込部を備えると共に、前記筒状紙体の他方の開口縁の中央の対向する位置に一対の中央係合突片と前記筒状紙体の他方の開口縁の前記両側縁に側縁係合突片とを備えていることを特徴とするものである。30

【 0 0 0 9 】

また、請求項2記載の本発明は、請求項1記載のドリッパーにおいて、前記第1拡開折込部と前記第2拡開折込部は内側に折込むことで前記折曲部と平行な方向において互いに接近するように拡開することを特徴とするものである。

【 0 0 1 0 】

請求項1、2のいずれかに記載の構成とすることにより、前記第1拡開折込部を内側に折込むことで注湯し易い大きな開口部を得ることができると共に、前記第2拡開折込部を内側に折込むことで筒状に保形することができ、前記筒状紙体の他方の開口縁についても大きく開口させることができるために、カップ壁面により安定した状態で載置固定させることができる。40

【 0 0 1 1 】

また、請求項3記載の本発明は、請求項1、2のいずれかに記載のドリッパーにおいて、前記他方の開口縁から前記一対の中央係合突片をそれぞれ略2等分して前記一方の開口縁側へ延びる一対の第1切線と該一対の第1切線の前記一方の開口縁側のそれぞれの終端から前記両側縁へ前記第1切線に対して対称に延びる一対の第2切線とが形成されていることを特徴とするものである。

【 0 0 1 2 】

また、請求項4記載の本発明は、請求項3記載のドリッパーにおいて、前記第1切線と前記第2切線とがT字状となるように形成されていることを特徴とするものである。50

【0013】

請求項3、4のいずれかに記載の構成とすることにより、前記第1切線で分割された前記中央係合突片をそれぞれ側縁係合突片側に拡開すると共に前記中央係合突片がカップ壁面の外側に、前記側縁係合突片がカップ壁面の内側に位置するようにしてカップ壁面上に載置するために一層安定した状態でドリッパーを載置固定することができる。

【0014】

また、請求項5記載の本発明は、請求項1～4のいずれかに記載のドリッパーにおいて、前記袋体の開口部を内容物収納後に超音波溶着により剥離可能に閉じたことを特徴とするものである。このような構成とすることにより、筒状紙体の外側から筒状紙体を介して袋体の開口部を容易に剥離可能に閉じることができる。

10

【発明の効果】

【0015】

本発明のドリッパーは、筒状紙体の両折曲部の一方の開口縁部の対向する位置に前記折曲部を内側に折込むことで拡開する第1拡開折込部を設けたことにより、大きな開口部を得ることができるために極めて注湯し易いという効果、および、筒状紙体の両折曲部の略中央部の対向する位置に前記折曲部を内側に折込むことで拡開する第2拡開折込部を設けたことにより、筒状に保形することができ、筒状紙体の他方の開口縁についても大きく開口させることができますために、カップ壁面により安定した状態で載置固定させることができるという効果を奏するものである。

20

また、本発明のドリッパーは、一対の中央係合突片に他方の開口縁から前記一対の中央係合突片をそれぞれ略2等分して一方の開口縁側へ延びる一対の第1切線と該一対の第1切線の前記一方の開口縁側のそれぞれの終端から前記両側縁へ前記第1切線に対して対称に延びる一対の第2切線とからなるT字状切線を設けたことにより、前記T字状切線で分割された部分をそれぞれ側縁係合突片側に拡開すると共に拡開された前記中央係合突片がカップ壁面の外側に、前記側縁係合突片がカップ壁面の内側に位置するようにしてカップ壁面上に載置するために一層安定した状態でドリッパーを載置固定することができるという効果を奏するものである。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0016】

上記の本発明について、図面等を用いて以下に詳述する。

図1は本発明にかかるドリッパーの第1実施形態を示す要部透視正面図、図2は図1に示すドリッパーに用いる筒状紙体の展開図、図3は本発明にかかるドリッパーの第2実施形態を示す要部透視正面図、図4は図1に示すドリッパーの使用方法を説明する図であり、図中の1, 1'はドリッパー、2は筒状紙体、2'はブランク板、3は袋体、20, 20'は突出フラップ、21, 21'は中央係合突片、22は側縁係合突片、23, 23'はT字状切線、23a, 23a'は第1切線、23b, 23b'は第2切線、24, 25, 245, 246, 255, 256は折戻、26, 26'は弓状切欠部、30は対向貼着部、32は強固な接着部、33は折部、200は前面板、210は背面主板、220は背面補助板、241, 251は略コの字状切線、242, 252は切込線、243, 253は略三日月状切欠部、244, 254は円形状切欠部、A, Bは第1拡開折込部、A', B'は第2拡開折込部、は折曲部をそれぞれ示す。

30

【0017】

図1は本発明にかかるドリッパーの第1実施形態を示す要部透視正面図であって、ドリッパー1は両側縁に折曲部、を備えると共に前記両側縁に対して一方の開口縁(図1上の上端縁)の中央部となる位置に対向する一対の突出フラップ20, 20'(図2参照)を備えた平面視略矩形状の筒状紙体2に、濾過機能を有する略逆台形状の袋体3を挿入して前記袋体3の開口縁の略中央部を一部延設した一対の対向貼着部30, 30'(図4参照)を前記一対の突出フラップ20, 20'の上縁で外方へ折返して前記一対の突出フラップ20, 20'の外面に貼着したものである。そして、ドリッパー1を構成する前記筒状紙体2は、前記折曲部、の前記一方の開口縁部および略中央部の対向する位置に

40

50

前記折曲部¹⁰、¹¹を内側に折込むことで拡開する第1拡開折込部A、Bおよび第2拡開折込部A'、B'を備え、さらに前記筒状紙体2の他方の開口縁の中央の対向する位置に一对の中央係合突片21、21'（図2参照）と前記他方の開口縁の両側縁に側縁係合突片22とを備えると共に前記他方の開口縁から前記一对の中央係合突片21、21'をそれぞれ略2等分して前記一方の開口縁側へ延びる一对の第1切線23a、23a'（図2参照）と該一对の第1切線23a、23a'の前記一方の開口縁側のそれぞれの終端から前記両側縁へ前記第1切線23a、23a'に対して対称に延びる一对の第2切線23b、23b'（図2参照）とからなる一对のT字状切線23、23'（図2参照）を備えている。なお、図1においては、前記第1拡開折込部Aと前記第2拡開折込部A'および、前記第1拡開折込部Bと前記第2拡開折込部B'は内側に折込むことで前記折曲部¹⁰、¹¹と平行な方向において互いに接近するように拡開する構成となっている。また、ドリッパー1を構成する前記袋体3は、その両側端縁に容易に剥がれない強固な接着部32を有すると共に前記袋体3の前記開口部と反対側の下端部（図1上の下側部）は折部33となっている。

【0018】

次に、本発明のドリッパー1を構成する筒状紙体2と濾過機能を有する袋体3について説明する。まず、筒状紙体2について説明する。図2は図1に示すドリッパーに用いる筒状紙体の展開図であって、プランク板2'は背面補助板220、前面板200、背面主板210が折畳24、25を介して順次連接され、前記前面板200および前記背面主板210の前記折畳24、25と直交する一方の端縁（図2上の上端縁、以下は上端縁と呼称する）の筒状紙体2としたときの中央部となる位置に両角をアール状とした略台形状の突出フラップ20、20'が設けられ、前記前面板200および前記背面主板210の前記折畳24、25と直交する他方の端縁（図2上の下端縁、以下は下端縁と呼称する）の前記突出フラップ20、20'に対向する位置および筒状紙体2としたときの両側縁となる位置にそれぞれ中央係合突片21、21'と側縁係合突片22とが設けられると共に前記下端縁から前記中央係合突片21、21'をそれぞれ略2等分して前記上端縁側へ延びる第1切線23a、23a'と該第1切線23a、23a'の前記上端縁側の終端から前記折畳24、25と直交する方向に前記第1切線23a、23a'に対して対称に延びる第2切線23b、23b'とからなるT字状切線23、23'が設けられ、さらに、前記折畳24、25のそれぞれ略中央部に前記折畳24、25に対して線対称となるように下端縁側に膨らむ略コの字状切線241、251と該切線241、251の対向する切線の延長線が交わる上端縁に切込線242、242および252、252が設けられ、そして前記切線241、251に連接して下端縁側に前記折畳24、25に対して線対称となるよう略三日月状切欠部243、253と前記切線241、251と上端縁との略中間位置に前記折畳24、25に対して線対称となるように円形状切欠部244、254が設けられ、さらにまた、前記切線241、251のそれぞれの両端部から前記切欠部244および254に前記折畳24、25に対して線対称にそれぞれ延びる折畳245、245および255、255と前記切線242、242および252、252の先端から前記切欠部244および254に前記折畳24、25に対して線対称にそれぞれ延びる折畳246、246および256、256が設けられている。なお、図示はしないが、前記T字状切線23、23'の前記第1切線23a、23a'に部分的に繋ぎ部（刃止め部）を設けておくことにより、たとえば、袋体3をプランク板2'に装着する際等において前記中央係合突片21、21'が前記第1切線23a、23a'で離れることがないために、これに起因する生産トラブルを防止することができる。前記プランク板2'は、周知の打抜機を用いて容易に製造することができるものである。

【0019】

なお、図1に示す第1拡開折込部Aは、図2に示す上端縁、切込線242、折畳246、円形状切欠部244およびこれらに囲まれた領域の折畳24で構成され、第1拡開折込部Bは、図2に示す上端縁、切込線252、折畳256、円形状切欠部254およびこれらに囲まれた領域の折畳25で構成され、第2拡開折込部A'は、図2に示す略コの字状

切線 241、折畳 245、円形状切欠部 244 およびこれらに囲まれた領域の折畳 24 で構成され、第 2 拡開折込部 B' は、図 2 に示す略コの字状切線 251、折畳 255、円形状切欠部 254 およびこれらに囲まれた領域の折畳 25 で構成される。

【0020】

上記のように構成されたプランク板 2' は、まず前記前面板 200 上に前記背面主板 210 を前記折畳 25 で折って折り重ね、次いで折り重ねた前記背面主板 210 上に前記背面補助板 220 を前記折畳 24 で折って折り重ね、前記背面主板 210 と前記背面補助板 220 との重ね部を接着剤で接着することにより筒状紙体 2 を得ることができる。前記プランク板 2' を形成する材料としては、たとえば、200 ~ 340 g / m² の耐水カード紙、アイボリー紙などの厚紙が適当である。また、必要に応じて、前記した厚紙の片面(袋体 3 と当接する面)ないし両面にポリエチレン等の樹脂を塗布したもの用いてもよいものである。ポリエチレン等の樹脂を塗布した厚紙は熱湯や湯気がかかった際にも、筒状紙体 2 の剛性の低下を防止することができる。10

【0021】

次に、本発明のドリッパー 1 を構成する濾過機能を有する袋体 3 について説明する。前記袋体 3 としては、濾過機能を有する素材であれば特に限定するものではないが、袋体とする際の加工性を考慮すると素材自体が熱接着性を有するもの、あるいは、最内層が熱接着性を有するものが好ましく、たとえば、ポリエチレンやポリプロピレン等のポリオレフィン系ないしポリエステル系等の透水性を有する不織布、あるいは、最内層にポリエチレンやポリプロピレン等のポリオレフィン系ないしポリエステル系等の熱可塑性樹脂を含有している層を有する 2 ないし 3 層構成からなる濾紙などを挙げることができる。20

【0022】

前記袋体 3 の製造方法としては、熱接着性を有する長尺シート、たとえば、最内層に変性ポリオレフィンを含有している 3 層構成からなる濾紙を、長尺方向に平行に 2 つ折りして折部 33 (図 1 参照) を形成するなり、あるいは、前記折部 33 (図 1 参照) W 折り(ガセット折り)するなりして重ね合わせ、所定形状に熱接着(図 1 上、符号 32 で示す接着部)し、その後に裁断、および / ないし、型抜き(図 1 上、折部 33 が幅狭となると共に前記折部 33 の反対側の略中央部に一部延設した一対の対向貼着部 30、30' を備えた略台形状に型抜き)することにより製造することができる。

【0023】

前記筒状紙体 2 と前記袋体 3 との組付けは、たとえば、前記筒状紙体 2 に前記袋体 3 を挿入して前記袋体 3 に設けた前記一対の対向貼着部 30、30' (図 3 参照) を前記筒状紙体 2 に設けた前記一対の突出フランプ 20、20' (図 3 参照) の上縁で外方へ折返して前記一対の突出フランプ 20、20' の外面に貼着することにより完了する30

【0024】

なお、前記プランク板 2' から前記筒状紙体 2 とするために、前記背面主板 210 と前記背面補助板 220 との重ね部を接着する接着剤、あるいは、前記筒状紙体 2 と前記袋体 3 とを接着する接着剤は、ホットメルト型、溶剤型、水性型、反応型、感圧型等の接着剤から適宜選択してもちいればよいものである。

【0025】

図 3 は本発明にかかるドリッパーの第 2 実施形態を示す要部透視正面図であって、ドリッパー 1' は図 1 の前記第 2 切線 23b、23b' に連接して上端縁側に弓状の切欠部 26、26' (図示せず) を設けたものであり、これ以外はドリッパー 1 と同じである。このように構成することにより、ドリッパー 1' をカップ壁面に載置固定して袋体 3 内のレギュラーコーヒー粉等の被抽出成分を有する内容物に注湯してドリップする際に、前記切欠部 26、26' からカップ内の抽出液量を容易に確認することができ、ドリップ時の使い勝手を向上させることができる。40

【0026】

次に、本発明のドリッパーの使用方法を第 1 実施形態のドリッパー 1 を用いて使用方法を示す図 4 により説明する。まず、ドリッパー 1 の第 1 拡開折込部 A、B および第 2 拡開

折込部A'、B'を内側に折込んで筒状紙体2の上端部を大きく開口して横断面凸レンズ状の開口部を設けると共に筒状紙体2の胴部を横断面凸レンズ状の筒状に保形し、たとえば、別容器等に収納されているレギュラーコーヒー等の被抽出成分を有する内容物(図示せず)をスプーン等で前記開口部から袋体3内に投入し、その後に筒状紙体2の下端縁側のT字状切線23、23'で分割された部分を、それぞれ側縁係合突片22側に拡開すると共に拡開された前記中央係合突片21、21'がカップ壁面の外側に、前記側縁係合突片22がカップ壁面の内側に位置するようにしてカップ壁面上に載置固定し、袋体3の開口から所定量の熱湯を注湯することによりカップ内に所望の飲料を得ることができる。このように、縦長形状や大型のドリッパーに対しても、第1拡開折込部A、Bを設けた効果により、大きな開口部を確保することができ、注湯を極めて容易に行なうことができ、第2拡開折込部A'、B'を設けたことにより胴部においても安定した大きさの筒状に保形することができ、下端縁に設けた前記中央係合突片21、21'と前記側縁係合突片22、および、前記中央係合突片21、21'をそれぞれ略2等分して設けられた前記T字状切線23、23'により、前記T字状切線23、23'で囲まれた部分を拡開してカップ壁面上に載置するため、一層安定した状態でドリッパーをカップ壁面に載置固定することができる。

【0027】

なお、今まで示した実施例においては、前記袋体3の前記一对の対向貼着部30、30'を前記一对の突出フラップ20、20'の上縁で外方へ折返して前記一对の突出フラップ20、20'の外面に貼着したものを示したが、図示はしないが前記袋体3の前記一对の対向貼着部30、30'の突出長さを短くして前記一对の突出フラップ20、20'の内面に貼着してもよいものである。いずれの場合においても、前記筒状紙体2に前記袋体3を貼着する箇所は前記突出フラップ20、20'とすることが望ましく、これにより使用時に前記筒状紙体2を筒状に起立させた際に、前記袋体3の両側が持ち上がり、前記袋体3の大きく確実な開口が保証され、注湯やドリップに適したドリッパーとができる。また、前記突出フラップ20、20'は、必ずしも同一形状である必要はなく、突出幅や突出高さを変えたり、あるいは、同一形状であっても多少設ける位置をずらすことにより、使用時に手指で摘み易いように構成してもよいものである。

【図面の簡単な説明】

【0028】

10

20

30

40

50

【図1】本発明にかかるドリッパーの第1実施形態を示す要部透視正面図である。

【図2】図1に示すドリッパーに用いる筒状紙体の展開図である。

【図3】本発明にかかるドリッパーの第2実施形態を示す要部透視正面図である。

【図4】図1に示すドリッパーの使用方法を説明する図である。

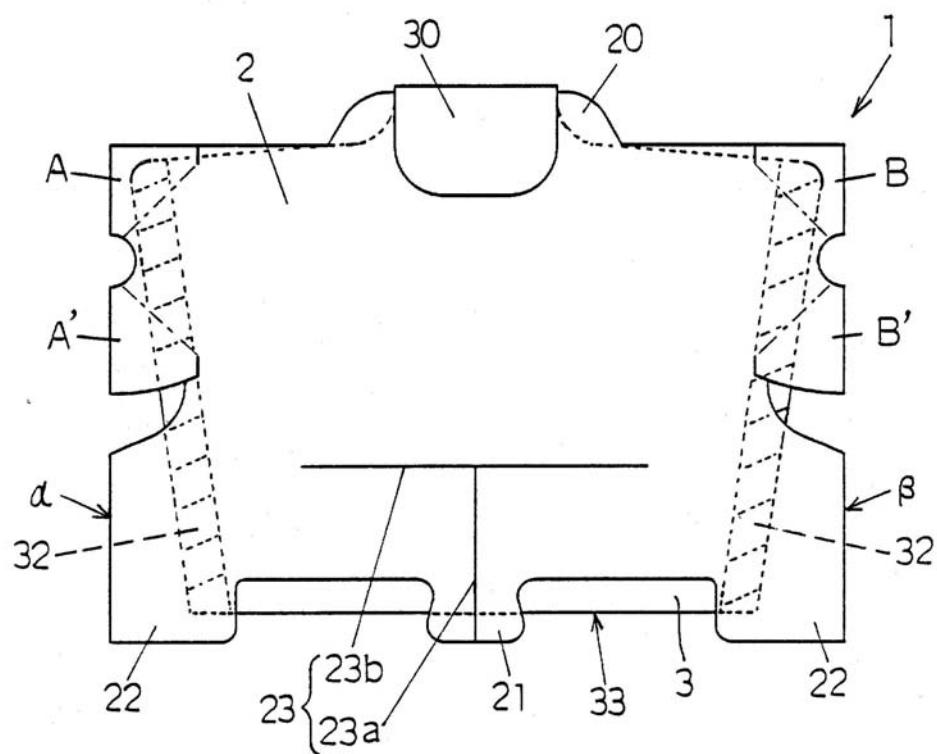
【符号の説明】

【0029】

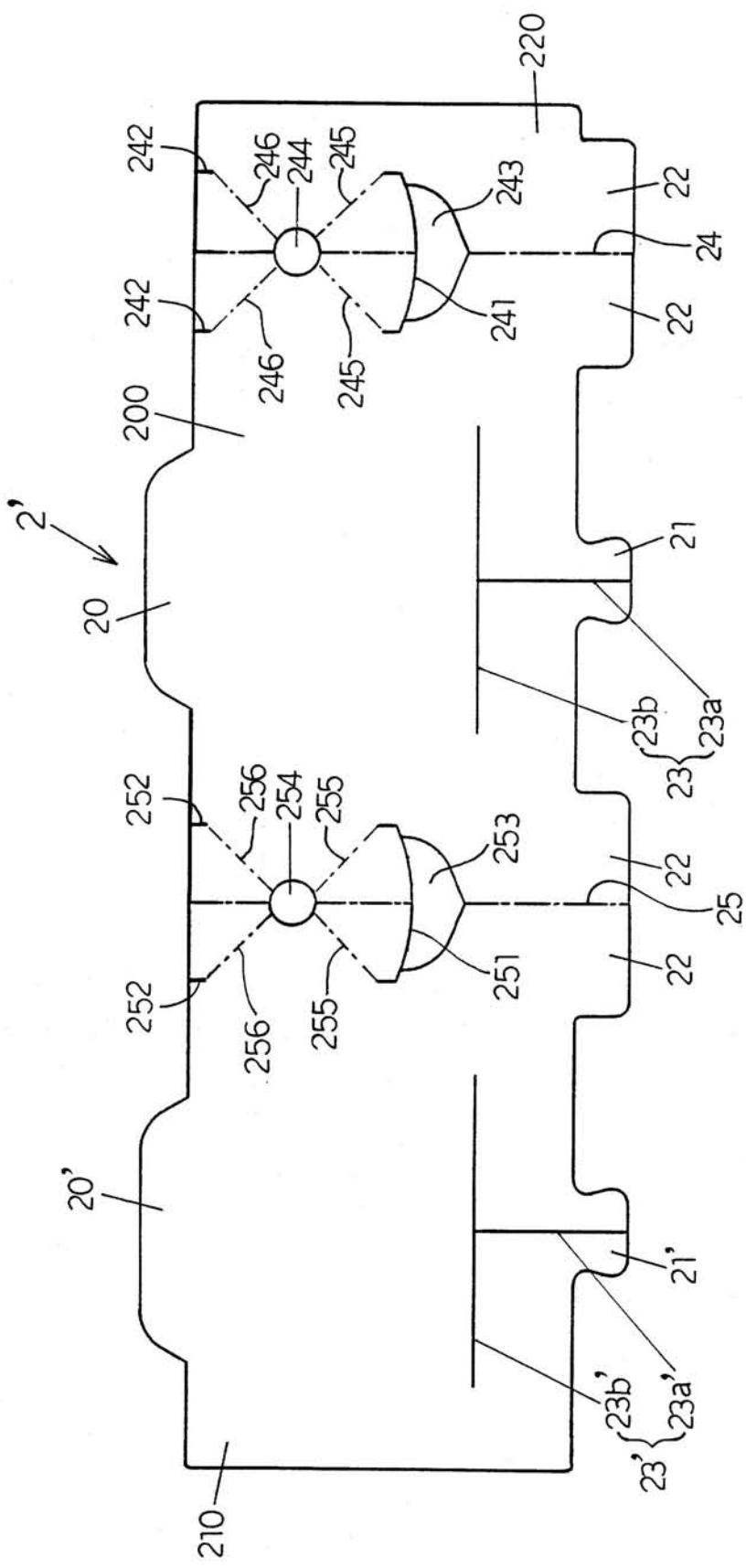
1，1'	ドリッパー
2	筒状紙体
2'	プランク板
3	袋体
20，20'	突出フラップ
21，21'	中央係合突片
22	側縁係合突片
23，23'	T字状切線
23a，23a'	第1切線
23b，23b'	第2切線
24，25，245，246	折翼
255，256	折翼
26，26'	弓状切欠部
30	対向貼着部

3 2	強固な接着部
3 3	折部
2 0 0	前面板
2 1 0	背面主板
2 2 0	背面補助板
2 4 1 , 2 5 1	略コの字状切線
2 4 2 , 2 5 2	切込線
2 4 3 , 2 5 3	略三日月状切欠部
2 4 4 , 2 5 4	円形状切欠部
A , B	第1拡開折込部
A' , B'	第2拡開折込部
,	折曲部

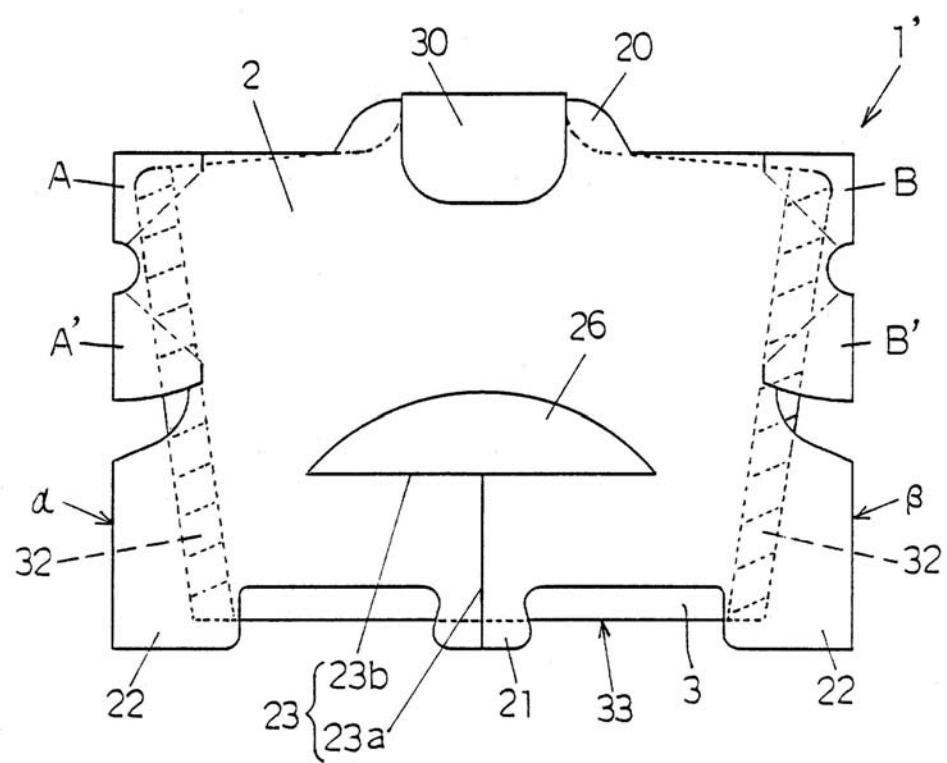
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

